

第 7 7 号議案

ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 2 年ふじみ野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 国道 2 5 4 号バイパスふじみ野地区地区整備計画区域の部 C 地区の項（ア）の欄及び（イ）の欄を次のように改める。

次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	5 0 0 平方メ ートル
(1) 住宅のうち地区計画の決定告示日において、現に存する建築物の用途の変更を伴わない新築及び増改築で土地区画整理事業による仮換地の指定又は換地処分を受けた敷地を一の敷地として使用するもの	
(2) 店舗又は飲食店で施行令第 1 3 0 条の 5 の 2 に規定するもの（床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるものを除く。）	
(3) 事務所（床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超えるものかつ 3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）	
(4) 工場で施行令第 1 3 0 条の 6 に規定するもの	
(5) 診療所（病床のあ	

るものを除く。) 又は 保育所 (6) 老人福祉センター、 児童厚生施設その他 これらに類するもの (居住及び宿泊を伴 うものを除く。)	
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国道 2 5 4 号バイパスふじみ野地区地区整備計画区域内における建築物の制限を変更するため、ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。